

十一月十八日

〔連署〕

吉村 清外 十名

別記

(一)

工場員就業規則

第一條

第一章 入場、退場、出勤、退勤、早出、遅刻、早退
職工ハ午前八時迄ニ適用門ヨリ入場シ所定ノ場所ニ於テ捺印スベシ
入場後夫々所持ノ準備ヲ爲シ直ニ就業スベシ

第二條

遅刻者ハ出勤ト共ニ其ノ事由ヲ係長ハ届出テ遅滞ナラシ業務ニ就クベシ
病氣其他已ムラ得サル事由ノ爲メ早退スル者ハ係長ノ許可ヲ得ルコ

第三條

病氣其他已ムラ得サル事由ノ爲メ早退スル者ハ係長ノ許可ヲ得ルコ
ト
病氣其他已ムラ得サル事由ノ爲メ早退スル者ハ係長ノ許可ヲ得ルコ
ニ書面又ハ口頭傳言ニヨリ休業後定日數及ビ其ノ事由ヲ届出ツベシ
左ノ各号ノ一ニ該當スルモノハ入場ヲ許サズ 但シ第四ニ該當スル
モノハ情状ニ依リ特ニ許可スルコトアルベシ

第四條

一、酒類ヲ含メル者
二、酒類、火氣、凶器其他工場内ニ携帯スベカラザルモノヲ携帯セ
ル者
三、工場法施行規則第八條ニ定ムル疾病ニ罹リタル者(註一)
四、三十分以上遅刻シタル者

第五條

第二章 就業時間、休憩、休日
就業時間ハ午前八時ヨリ午後五時迄トシ土曜日ハ正午迄トス 但シ
本節ニヨリ変更スルコトアルベシ

第六條

第七條
業務都合ニ依リ定時間外早出、残業若シハ休日出勤ヲ命ズルコ
ト